

ウェルシティ市民プラザにおける「一時預かり事業」等の実施について

No.	区 分	内 容
1	事業の概要等	<p>現在、本市ではウェルシティ市民プラザ（西逸見町 1-38-11）の3階において実施している「地域子育て支援拠点事業（愛らんどウェルシティ）」（※1）と4階において実施している「ウェルシティ市民プラザ託児室」の両事業を、1事業者に委託し運営している。</p> <p>「ウェルシティ市民プラザ託児室」は、ウェルシティ市民プラザを利用する場合に、その利用者のお子さんを預かる一時保育サービス事業である。</p> <p>今般、この「ウェルシティ市民プラザ託児室」の対象範囲を拡大し、ウェルシティ市民プラザの利用者のお子さんだけに限定せず、地域にお住まいのお子さんも対象とする「一時預かり事業」として展開していくこととした。</p> <p>これは、現在、北部地区で「一時預かり事業」を実施している施設が「認定こども園善隣園」（田浦町 2-80-1）しかないため、横須賀中央駅から田浦駅の間で開所することにより、子育てニーズの隙間を埋める支援ができると考えたからである。</p> <p>現在行っている「地域子育て支援拠点事業」は現状のまま実施するが、これまでと同様に、「地域子育て支援拠点事業」と「一時預かり事業」の両事業を併せて運営できる事業者を新たに選考し、令和3年7月から委託事業として運営する。</p>
2	事業開始予定日	令和3年7月1日
3	運 営 方 法	業務委託
4	選 考 方 法	「地域子育て支援拠点事業（愛らんどウェルシティ）」と「一時預かり事業」を運営できる委託事業者を入札により決定する。
5	実 施 場 所	<p>【地域子育て支援拠点事業】ウェルシティ市民プラザ3階</p> <p>【一時預かり事業】ウェルシティ市民プラザ4階</p>
6	一時預かり事業の目的	日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や保護者のリフレッシュなど心理的・身体的負担の軽減をするための支援など、一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
7	一時預かり事業の保育時間	午前8時30分から午後5時30分まで
8	一時預かり事業の利用日	ウェルシティ市民プラザ開館日（原則12月29日～1月3日を除く毎日） ※臨時に休館することがある。
9	一時預かり事業の利用対象	生後満6か月～6歳（就学前）までの乳幼児
10	一時預かり事業の利用定員	10名（安全保育のため、お預かりするお子様の年齢により定員数を変更する場合があります。）
11	一時預かり事業の保育士の配置	2名を予定
12	一時預かり事業の利用可能日数	1か月以内に14日以内

13	一時預かり事業 の利用料金	3歳以上 30分につき 175円 3歳未満 30分につき 250円
14	一時預かり事業 の利用料の減免	次に掲げる者のうち、市長が必要と認めた場合、利用料を減免する。 ①生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び里親である教育・保育給付認定保護者 ②当該年度分の市町村民税が非課税の世帯
15	一時預かり事業 の保育内容	保育所保育指針に基づき保育を行う。 ①乳幼児の情緒の安定をはかり、安心感をもち過ごせるよう努める。 ②乳幼児が安全に過ごせるよう環境整備を行う。 ※0歳児が昼寝をするときはベビーセンスを使用する。

※1 地域子育て支援拠点事業である「子育て支援センター愛らんどウェルシティ」は、妊婦さんや未就園児の親子がくつろげるフリースペースです。アドバイザーが常駐し、情報発信、相談等を行っています。